

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）の一部を次のように改正する。

（内容については、別紙のとおり。）

附 則

この規則は、平成19年12月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則

平成16年4月1日

達示第72号制定

平成17年3月28日達示第37号全部改正

(平17達37題名改称)

(前略)

(期末手当及び勤勉手当)

第32条 有期雇用教職員(医員、医員(研修医)、法科大学院特別教授・准教授及び専門職大学院特別教授・准教授を除く。)には、給与規程第28条から第31条までに定める教職員の例に準じて期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、~~準用する給与規程の規定は、当該事業年度の初日において教職員に適用されるもの(当該事業年度途中の同規程の改正により当該初日に遡及して改正規定が適用される場合にあつては、当該改正前の規定)とし、~~別表第2に掲げる有期雇用教職員に係る給与規程第28条第3項の規定中「期末手当基礎額」及び給与規程第31条第4項の規定中「勤勉手当基礎額」とあるのは、「その者に支給される日給額に21を乗じて得た額」と読み替える。

(後略)